

一般社団法人 五泉市スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 一般社団法人 五泉市スポーツ協会加盟団体及び個人、又は五泉市在勤、在住者（在学者を含む）であって、本市スポーツの振興に関し特に功績顕著な者を表彰し、その功績を称え、益々スポーツの発展と普及を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 本協会の表彰は次の五種類とする。

- 1、 スポーツ功労者賞
- 2、 優秀指導者賞
- 3、 優秀競技者賞
- 4、 特別賞
- 5、 奨励賞

(推薦)

第3条 候補者及び候補団体の推薦は、本協会理事長、本協会加盟団体長並びに学校長からの内申を原則とする。

(審査委員会)

第4条 被表彰者選考のため審査委員会を設置する。
審査委員会の委員は、理事長が委嘱する。
但し、委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(被候補者の決定)

第5条 被表彰者は審査委員会の推挙に基づき、理事長が決定する。

(補足)

第6条 この規程を運用するに必要な細則は別に定める。

一般社団法人 五泉市スポーツ協会表彰規程細則

1、 スポーツ功労者賞は次に定める者とする。

- (1) 本会の理事長・副理事長・理事および事務局長として、会務の運営に参画し、本会の発展に功績顕著なる者。
- (2) 本会の委員及び審査委員として、5年以上会務の運営に参画し、本会の発展に功績顕著なる者。
- (3) 本会の加盟団体の役員並びに監督、コーチ、選手等の指導的地位にあって、その所属団体の発展に貢献するとともに、五泉市のスポーツ振興に功績顕著なる者。
(但し15年以上同一種目団体に属し年齢45歳以上の者)

2、 優秀指導者賞は次に定める者とする。

- (1) 常にスポーツの本質をわきまえ、優れた指導技術等により優秀な競技者の育成に努めた者。
 - (2) 優れた指導技術により所属団体を永年(10年以上)にわたり優秀な成績をあげさせた者。
- (注) 優秀な成績とは、県大会以上の各種大会で、優勝又は、これに準じた成績をいう。

3、 優秀競技者賞

競技者として、県大会以上の公式大会において優れた成績をあげた者。

- (1) 国際大会等の日本代表となった者。
- (2) 国民体育大会及び、日本スポーツ協会傘下団体が主催する日本選手権、全国学校体育連盟が主催する全国大会に出場した者。

- (3) 前項に通ずるブロック大会又は、これらと同等規模を有する大会で上位に入賞した者。
- (4) 日本新記録、日本最高記録、新潟県新記録を樹立した者。
- (5) 県大会以下の大会であっても、新潟県新記録を樹立した者。
- (6) 県大会優勝及び、全国大会出場者。(学生、生徒、児童を含む)
- (7) その他、特に表彰する必要があると会長が認めた者。

4、 特別賞

篤志により多額の金品を寄付した者。

5、 奨励賞

特に奨励する必要があると会長が認めた者。

6、 表彰の対象期間は、当該年の1月1日から12月31日までとする。

7、 表彰の対象年齢は12月31日現在とする。